

# 田原本町開発行為等に関する指導要綱の改正にかかる変更点

## 令和5年4月1日より施行

令和5年3月31日までに受付を行った事前協議書

○提出書類の部数 (3部) + データ



令和5年4月1日以降に受付を行った事前協議書

- 提出書類の部数 (2部) + データ
- 町要綱協議において消防署に対し意見照会を行わないため、消防水利に関する協議等が必要となる場合は、別途磯城消防署にお問合せください。
- 提出書類の一部押印省略
- 添付書類の一部省略

## 令和6年4月1日より施行

町独自の宅地区画割り基準の削除

※ 奈良県の基準については、開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定基準等をご参照いただき、具体的な内容については奈良県にお問い合わせください。  
なお、地区整備計画の定められている区域内においては、各整備計画の定めるところになります。

改正後の様式、要綱等については町ホームページをご確認ください。

まちづくり建設課 都市計画係 TEL：0744-34-2085